

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市安佐南区大塚西三丁目13番12号

氏 名 株式会社TAKUSEI
代表取締役 内海 秀治
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 7 年 1 2 月 9 日

許可の有効期限 令和 1 2 年 1 2 月 8 日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中間処理 (破砕) 以下 余 白	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずがれぎ類 （これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であることを除く。）。以下 余 白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
・ ・ ・	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま
・ ・ ・	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま
・ ・ ・	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま	HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま HIROSHIMA ひろしま

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考